

ITTOへの新たな拠出表明

- 林野庁は、2020年11月に開催された第56回理事会(ITTC56)で、事務局の提案による特別活動2件(計約76百万円)に拠出することを表明。
- 活動内容は、①ミャンマーにおける合法木材の流通体制の構築と②加工貿易国等(中国、ベトナム、ミャンマー)における木材の合法性確認システムの分析・評価等。

① ミャンマーにおける持続可能な森林経営基準及び合法木材流通体制の構築

【拠出額】 378,930米ドル(約39百万円)

【実施機関】 ミャンマー森林認証委員会(MFCC)

【実施期間】 24ヶ月(2021年1月開始予定)

【背景】ミャンマーでは、森林セクターが主要な産業であるものの、依然として、違法伐採が多発。2013年に導入された**国家認証制度も十分に機能していない**状況。このため、国際市場に受け入れられる**持続可能な森林認証システムの整備が急務**。

【事業内容】ミャンマーにおける違法伐採の減少と森林の持続性向上に向けて、「**ミャンマー森林認証システム(MFCS)**」等の改善、関係者による**監査能力の向上**、国際市場への**情報発信**等を支援。

具体的な取組事項は、以下の通り。

- ①現行の認証システムの改善
- ②主要な関係者のモニタリング・監査能力の向上
(※バーコードによるデジタル木材追跡システムの導入実証を含む)
- ③MFCCによる効果的なコミュニケーションシステムの構築

② 中国、ミャンマー及びベトナムにおける持続可能な木材貿易のための合法性確認システム等の分析

【拠出額】 344,100米ドル(約36百万円)

【実施機関】 ITTO事務局

【実施期間】 20ヶ月(2021年1月開始予定)

【背景】中国等の**木材加工貿易国では、サプライチェーンが複雑かつ不透明**で、トレーサビリティの確保が困難。また、ミャンマーでは、違法伐採が多発。**輸入事業者は、クリーンウッド法の下、輸入木材の合法性確認に努力しているが、最終的に合法性が確認できず、取扱を留保するケース等**が見られる。

【事業内容】輸入事業者が**合法性確認を行うに当たっての課題**を把握・分析した上で、対象国における現行の**合法性確認システムの分析・評価**を実施する。併せて、現地での**優良事例を収集・分析**し、輸入事業者に共有する。

具体的な取組事項は、以下の通り。

- ①輸入事業者が対象国から合法木材製品を輸入する際の課題分析
- ②対象国での合法性確認システムの分析・評価
- ③対象国での優良事例の収集・分析
- ④対象国別報告書の作成、輸入事業者向けガイダンスの作成・普及